

附属資料

アクションプラン

（個別施策工程表）

平成28年6月

美 幌 町

目次

1	地域での基幹産業を守り育て、強化するとともに新たな産業と雇用の場をつくる	
ア	基幹産業の活性化＜農業＞	1
(1)	農業の担い手育成・強化	1
イ	基幹産業の活性化＜林業＞	2
(1)	森林資源の高付加価値化による経営安定	2
(2)	木育の推進による基幹産業の育成	3
ウ	基幹産業の活性化＜観光業＞	4
(1)	特産品開発等支援による地域力強化	4
(2)	地域資源を活かした滞留型観光の推進	5
エ	商工業の振興	6
(1)	きめ細かな創業支援	6
(2)	商店街活性化支援	7
2	「びほろ」らしさを活かして、ひとを呼び込み・呼び戻す	9
(1)	移住の推進	9
(2)	政府関係機関の誘致	10
3	このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる	11
(1)	婚活総合支援	11
(2)	妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援	12
(3)	子ども・子育て支援の充実	14
4	住み続けたいと思える生活環境を整える	16
(1)	地方における経済・生活圏の形成	16
(2)	地域公共交通の充実	18
(3)	地域コミュニティの活性化	19
(4)	地域力を活かした教育環境の整備	20
(5)	地域住民と連携した防災体制の充実	22

基 本 戦 略	このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる
施 策	妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援
重要業績評価 指標(K P I)	子育ての環境や支援に対する満足度 普通～高いの割合 70% (就学前) (平成 31 年度) (実績：平成 26 年度 65%)

●現在の課題

- 当町には「産婦人科」が存在せず、妊娠～出産までの健診は、北見市など近隣の産婦人科で受診している。
- 当町は、現在の子ども数より、希望する子ども数の方が多いというアンケート調査結果が出ている。
- リフレッシュや急な用事のための預かりをしてくれる施設が少ない。
- 子育てへの経済的援助が望まれている。

●必要な対応

- 産婦人科医の招聘活動を推進する。
- 他市町へ健診等に行く妊婦に必要な支援を実施する。
- 就学前のお子さんを持つ世帯に対し、経済的・環境的な支援を実施する。

●短期・中長期の工程表

事業名等	事業内容	27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	31年 度
妊婦一般健康 診査費用 助成事業	安全・安心な妊娠・出産が出来るよう、 妊婦一般健康診査に係る費用と交通費 を助成する。	実施	実施	実施	実施	実施
産後 1 ヶ月 健康診査事 業	産後 1 ヶ月健診における母及び児の 健康診査に係る費用と交通費を助成す る。		実施	実施	実施	実施
医師確保対 策事業	ホームページなどのインターネット を活用した医師募集などにより、産婦人 科医・麻酔医の招聘の他、眼科医師の常 勤化などの活動を推進する。	実施	実施	実施	実施	実施
エンゼルサ ポート 120 事業	2 歳未満の乳幼児を育てている子育 て世帯を支援するため、おむつ用ゴミ袋 の支給を実施する。	実施	実施	実施	実施	実施

事業名等	事業内容	27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	31年 度
子育て支援 対策事業	保育所保育料の負担軽減を図る。 ①国が定める基準額の3割を助成。 ②18歳未満の者(18歳に到達した年度の年度末までをいう。)で被扶養者までの兄又は姉がいる多子世帯について、2人目は半額、3人目以降は無料。 ③民間保育所の保育料(0～2歳児)の一部を助成。					
		実施	実施	実施	実施	実施
地域子育て 支援センタ ー事業	乳幼児の保育に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、子育てサークルへの支援等を行う。					
		実施	実施	実施	実施	実施
一時預かり 事業	保護者や家族の病気、不定期に仕事をするなど、家庭での保育が困難になったときに、満1歳児以上就学前までの子を一時的に預かる。					
		実施	実施	実施	実施	実施

基 本 戦 略	このまちで出会い結婚し、子どもを生み育てたいという希望をかなえる
施 策	子ども・子育て支援の充実
重要業績評価 指標(K P I)	子育ての環境や支援に対する満足度 普通～高いの割合 67% (小学生) (平成 31 年度) (実績：平成 26 年度 62%)

●現在の課題

- 小学生の子どもを持つ保護者（母親）の 95%が就労しており、52%がフルタイムの就労形態となっていることから、保護者の終業時間に合わせた放課後学童保育が望まれている。
- 子育てへの経済的援助が望まれている。

●必要な対応

- 子育てと仕事を両立できる環境づくりを推進する。
- 18 歳以下の子を養育する世帯に対し、経済的な支援を実施する。

●短期・中長期の工程表

事業名等	事業内容	27 年 度	28 年 度	29 年 度	30 年 度	31 年 度
放課後児童 健全育成事 業	保護者が、昼間就労・留守などにより 保育が出来ない小学生の児童（1～3 年 生）を対象に、適正な遊び場及び生活の 場を与え、児童の健全育成と福祉増進を 図る。 (平日 13 時 00 分～17 時 30 分)	実施	実施	実施	実施	実施
子 育 て 世 帯・若年者支 援対策事業	地域の消費喚起と子育て世帯への生 活支援と、若年者支援のため、プレミア ム商品券を発行する。 子育て世帯（高校生以下の子を養育す る世帯） 若年者（18 歳以上 30 歳未満）	実施	実施	実施	実施	実施
多子世帯支 援対策事業	多子の子育て世帯への生活支援のた め、経済援助を行う。 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子を 3 人以上養育する世帯 に対し、第 3 子以降、1 人につき 3 万円 の商品券を発行する。	実施				
子育て世帯 禁煙サポー ト補助事業	中学生までの子どもを持つ夫婦及び 同居する祖父母に対し、禁煙治療に要す る経費の一部を助成する。	実施	実施	実施	実施	実施

事業名等	事業内容	27年 度	28年 度	29年 度	30年 度	31年 度
乳幼児等医療費助成制度	乳幼児、小学生、中学生の入院・通院に係る医療費の一部を助成することにより、保健福祉の向上を図る。(ただし、所得制限や就学時期により、助成内容は異なる。)					
		実施	実施	実施	実施	実施